

令和 8 年度農業農村整備事業の補助便覧（主な事業） 正誤表

正

誤

p. 1	1 農業競争力強化基盤整備事業										1 農業競争力強化基盤整備事業										
	事業名		事業主体		負担区分			事業内容等				事業名		事業主体		負担区分			事業内容等		
					国	県	地元									国	県	地元			
	農地中間管理機構関連農地整備事業	農地整備事業	県及び市町村	50 <55> 推進費 12.5 <7.5>	27.5 <27.5>	10.0 <10.0>	(事業内容) 1 農地整備事業（一般型・省力化整備型） (1)一般型 ①農業用排水施設整備、②農道整備、 ③区画整理、④農地造成、⑤暗渠排水、⑥客土、⑦除礫。 省力化整備型 ①畦畔除去、②法面の緩傾斜化、③その他省力化に資する整備 2 機構集積推進事業（推進費） 推進費は事業費の12.5%（全額国費）〈中山間地域等は7.5%〉。 3 実施計画策定 中山間地域、水田農業高収益化推進計画策定地区、輸出事業計画関連地区（最大4年）。 (事業の実施要件) 一般型 1 事業対象の農用地の全てについて、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること又は地域計画の区域内において農業の経営若しくは農作業の委託を受けていること。 2 事業対象農用地面積については、県営10ha以上、中山間地域等または事業主体が市町村の場合は5ha以上であり事業対象農地を構成する各団地は1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）の連担化した農地であること。 3 農地中間管理権の存続期間若しくは委託を受けている農業経営等の委託期間が15年間以上あること。 4 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化すること。 5 事業実施前から目標年度（事業完了後5年以内）にかけて、担い手の農地利用集積率（事業施行地域内農用地に占める担い手の経営等農用地面積の割合及び担い手の農地集約化率（事業施行地域内農用地に占める担い手の集約化面積の割合）がそれぞれおおむね50%以上向上すること。 6 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上すること。 省力化整備型 1 一般型の1～3について共通。 2 中山間又は山間地農地等。 3 過去の基盤整備等により、農用地の8割以上を担い手に集団化していること。 4 事業完了後5年以内に集約化されていない農地の8割以上を担い手に集団化又は集約化すること。 5 過去の基盤整備等により、収益性が20%以上向上していること又は周辺の農用地と比べて収益性が20%以上上回っていること。 6 事業実施年度から目標年度にかけて農地の畦畔の草刈りや水路の草刈り、泥上げ等の維持管理コストが20%削減されること。				農地中間管理機構関連農地整備事業	農地整備事業	県及び市町村	50 <55> 推進費 12.5 <7.5>	27.5 <27.5>	10.0 <10.0>	(事業内容) 1 農地整備事業（一般型・省力化整備型） (1)一般型 ①農業用排水施設整備、②農道整備、 ③区画整理、④農地造成、⑤暗渠排水、⑥客土、⑦除礫。 省力化整備型 ①畦畔除去、②法面の緩傾斜化、③その他省力化に資する整備 2 機構集積推進事業（推進費） 推進費は事業費の12.5%（全額国費）〈中山間地域等は7.5%〉。 3 実施計画策定 中山間地域、水田農業高収益化推進計画策定地区、輸出事業計画関連地区（最大4年）。 (事業の実施要件) 一般型 1 事業対象の農用地の全てについて、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること又は地域計画の区域内において農業の経営若しくは農作業の委託を受けていること。 2 事業対象農用地面積10ha以上、中山間地域等は5ha以上であり事業対象農地を構成する各団地は1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）の連担化した農地であること。 3 農地中間管理権の存続期間若しくは委託を受けている農業経営等の委託期間が15年間以上あること。 4 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化すること。 5 事業実施前から目標年度（事業完了後5年以内）にかけて、担い手の農地利用集積率（事業施行地域内農用地に占める担い手の経営等農用地面積の割合及び担い手の農地集約化率（事業施行地域内農用地に占める担い手の集約化面積の割合）がそれぞれおおむね50%以上向上すること。 6 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上すること。 省力化整備型 1 一般型の1～3について共通。 2 中山間又は山間地農地等。 3 過去の基盤整備等により、農用地の8割以上を担い手に集団化していること又は、事業完了後5年以内に集約化されていない農地の8割以上を担い手に集団化又は集約化すること。 4 過去の基盤整備等により、収益性が20%以上向上していること又は周辺の農用地と比べて収益性が20%以上上回っていること。 5 事業実施年度から目標年度にかけて農地の畦畔の草刈りや水路の草刈り、泥上げ等の維持管理コストが20%削減されること。				
p. 2		水利施設整備事業	県営	流域治水対策型（右記事業内容を実施するもの）	50 <55>	未定 <未定>	未定 <未定>	～略～				水利施設整備等保全高度化事業	水利施設整備事業	県営	流域治水対策型（右記事業内容を実施するもの）	50	未定	未定	～略～		

令和 8 年度農業農村整備事業の補助便覧（主な事業） 正誤表

p. 16

正

3 農業水路等長寿命化・防災減災事業

事業目的	メニュー	事業主体	採択要件
農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の防止などリスク管理に資する取組を実施し、もって農業の持続的な発展を図る。	1 長寿命化対策 (1)長寿命化対策 ・長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備 2 防災減災対策 (1)自然災害等対策 ・自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設等の整備 (2)危機管理対策 ・防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備 (3)ため池防災環境整備 ・ため池の防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備 (4)流域治水対策 ・流域治水対策のために行う管理施設等の整備 3 ため池の保全・避難対策 (1)ため池の保全・避難対策 ・緊急時の迅速な避難行動や適切な保全管理につなげる対策 4 施設情報整備・共有化対策 (1)施設情報整備・共有化対策 ・地理情報システムの情報整備	県、市町村、土地改良区等	長寿命化・防災減災計画を作成していること。

◇ 内は五法等指定地域及び棚田地域振興法第7条第1項に基づき指定された指定棚田地域の場合

事業名等	事業主体	負担区分			採択基準
		国	県	地元	
長寿命化対策	県営	更新事業 令和5年度以前採択 50 (55)			(事業の実施要件) 1 長寿命化・防災減災計画を作成していること。 2 1に加え、以下のすべての要件を満たすこと。 (1) 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。 (2) 交付対象事業1地区当たりの受益農業従事者数が、2者以上であること(ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く。) (3) 交付対象事業1地区当たりの事業工期が原則3か年以内(ため池の整備を行う場合は工事工期が原則5か年以内)であること。 ○県営 (1) 国営関連事業に位置付けられた事業地区、又は県営造成農業水利施設。 (2) 国営吉野川北岸2期地区の事業対象外となった国営造成施設。 (3) 1地区当たりの受益面積が20ha(中山間地域は10ha)以上。 (4) 1地区当たりの総事業費が5,000万円以上。 (5) 機能保全対策については、機能保全計画が策定済みの施設。 (6) 同一路線での連続しての採択は原則行わない。 (7) 未開発面積が概ね100ha以上(田以外は20ha以上)の場合は高度化または農山交で実施する。ただし、次の場合は長寿命化で実施することができる。 1) 従前に同一の地区として機能保全計画を策定し、やむを得ず分割して施設整備を行った地区 2) 五法等指定地域などにより、国庫補助率の嵩上げ措置が見込める地区 3) 地元負担のうち、土地改良区など直接農家負担を伴う地区 ○団体営 ～略～
	団体営	50 (55)	14 (14)	36 (31)	

誤

3 農業水路等長寿命化・防災減災事業

事業目的	メニュー	事業主体	採択要件
農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の防止などリスク管理に資する取組を実施し、もって農業の持続的な発展を図る。	1 長寿命化対策 (1)長寿命化対策 ・長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備 2 防災減災対策 (1)自然災害等対策 ・自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設等の整備 (2)危機管理対策 ・防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備 (3)ため池防災環境整備 ・ため池の防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備 3 ため池の保全・避難対策 (1)ため池の保全・避難対策 ・緊急時の迅速な避難行動や適切な保全管理につなげる対策 4 施設情報整備・共有化対策 (1)施設情報整備・共有化対策 ・地理情報システムの情報整備	県、市町村、土地改良区等	長寿命化・防災減災計画を作成していること。

◇ 内は五法等指定地域及び棚田地域振興法第7条第1項に基づき指定された指定棚田地域の場合

事業名等	事業主体	負担区分			採択基準
		国	県	地元	
長寿命化対策	県営	更新事業 令和4年度以前採択 50 (55)			(事業の実施要件) 1 長寿命化・防災減災計画を作成していること。 2 1に加え、以下のすべての要件を満たすこと。 (1) 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。 (2) 交付対象事業1地区当たりの受益農業従事者数が、2者以上であること(ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く。) (3) 交付対象事業1地区当たりの事業工期が原則3か年以内(ため池の整備を行う場合は工事工期が原則5か年以内)であること。 ○県営 (1) 国営関連事業に位置付けられた事業地区、又は県営造成農業水利施設。 (2) 国営吉野川北岸2期地区の事業対象外となった国営造成施設。 (3) 1地区当たりの受益面積が20ha(中山間地域は10ha)以上。 (4) 1地区当たりの総事業費が5,000万円以上。 (5) 機能保全対策については、機能保全計画が策定済みの施設。 (6) 同一路線での連続しての採択は原則行わない。 ○団体営 ～略～
		更新事業 令和5年度以前採択 50 (55)			
	団体営	50 (55)	14 (14)	36 (31)	

令和 8 年度農業農村整備事業の補助便覧（主な事業） 正誤表

ページ

p. 20

3 農業水路等長寿命化・防災減災事業

事業名等		事業主体	負担区分			採択基準
			国	県	地元	
防災減災対策	(1)自然災害対策	県営	50 (55)	未定	未定	コ 利活用保全 (事業内容) 農業用排水施設の利活用保全のために必要な生態系保全施設、地域防災施設、渇水対策施設の整備。 (事業の実施要件) 要領別表2の対策種類の(1)の交付対象事業の欄に掲げるアからオまでと併せ行うものもしくは過去に実施したもの又は渇水対策施設の整備であって以下の要件をみたすものを対象とする。 ①事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること ②次のいずれかに該当する地域における施設整備であること。 1) 直近10年間に於いて、当該地域が属する水系における水利調整を行う組織の決定等により、一定期間の取水量の減量を行ったことがあること。 2) 直近10年間に於いて、他種利水者等関係機関から申入れ等を踏まえ、渇水調整に係る活動を行ったことがあること。
	団体営	50 (55)	18 (18)	32 (27)		
		県営又は団体営	50 (55)	未定	未定	～略～

p. 21

誤

3 農業水路等長寿命化・防災減災事業

事業名等		事業主体	負担区分			採択基準
			国	県	地元	
防災減災対策	(1)自然災害対策	県営又は団体営	50 (55)	未定	未定	コ 利活用保全 (事業内容) 農業用排水施設の利活用保全のために必要な生態系保全施設、地域防災施設、渇水対策施設の整備。 (事業の実施要件) 要領別表2の対策種類の(1)の交付対象事業の欄に掲げるアからオまでと併せ行うもの又は過去に実施したものを対象とする
			50 (55)	18 (18)	32 (27)	
			50 (55)	未定	未定	～略～

令和8年度農業農村整備事業の補助便覧（主な事業） 正誤表

</

令和8年度農業農村整備事業の補助便覧（主な事業） 正誤表

正

p. 33

6 農村地域防災減災事業

事業名		事業主体		負担区分			事業内容等	
				国	県	地元		
整備事業・用排水施設等整備	地域防災機能増進事業	県営	土地改良施設耐震対策事業	大規模	55	37	8	耐震化対策整備計画が策定されており、次の要件を満たすもの。 1 防災受益面積がおおむね400ha以上のもの。 耐震改修と一体不可分の範囲で補修又は更新を行う場合は、以下の要件をすべて満たすものとする。 ア 耐震改修に係る事業費が総事業費の1/2以上であること。 イ 耐震改修と一体不可分の範囲において老朽化等による機能低下がみられること。 ウ 補修又は更新を行う施設が、施設長寿命化計画に位置づけられていること。
				小規模	50 <55	32 <32	18 <13	耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの。 1 総事業費が概ね800万円以上のもの 2 防災受益面積がおおむね30ha以上のもの。
	団体営	土地改良施設耐震対策事業	大規模	55	19	26	耐震化対策整備計画が策定されており、次の要件を満たすもの。 1 防災受益面積がおおむね400ha以上のもの。 耐震改修と一体不可分の範囲で補修又は更新を行う場合は、以下の要件をすべて満たすものとする。 ア 耐震改修に係る事業費が総事業費の1/2以上であること。 イ 耐震改修と一体不可分の範囲において老朽化等による機能低下がみられること。 ウ 補修又は更新を行う施設が、施設長寿命化計画に位置づけられていること。	
			小規模	50 <55	21 <21	29 <24	耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの。 1 総事業費が概ね800万円以上のもの 2 防災受益面積がおおむね30ha以上のもの。	
		県営又は団体営	農道防災対策工事	大規模	55	32	13	防災対策の必要性が整理されており、次の要件を満たすもの。 1 防災受益面積が400ha以上のもの。 耐震化対策を行うものにあつては、耐震化対策整備計画が策定されているもの。

p. 34

6 農村地域防災減災事業

事業名		事業主体		負担区分			事業内容等	
				国	県	地元		
整備事業・用排水施設等整備	地域防災機能増進事業	県営	土地改良施設耐震対策事業	大規模	55	37	8	耐震改修と一体不可分の範囲で補修又は更新を行う場合は、以下の要件をすべて満たすものとする。 ア 耐震改修に係る事業費が総事業費の1/2以上であること。 イ 耐震改修と一体不可分の範囲において老朽化等による機能低下がみられること。 ウ 補修又は更新を行う施設が、施設長寿命化計画に位置づけられていること。
				小規模	50 <55	32 <32	18 <13	耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの。 1 総事業費が概ね800万円以上のもの 2 防災受益面積がおおむね30ha以上のもの。
	団体営	土地改良施設耐震対策事業	大規模	55	19	26	耐震改修と一体不可分の範囲で補修又は更新を行う場合は、以下の要件をすべて満たすものとする。 ア 耐震改修に係る事業費が総事業費の1/2以上であること。 イ 耐震改修と一体不可分の範囲において老朽化等による機能低下がみられること。 ウ 補修又は更新を行う施設が、施設長寿命化計画に位置づけられていること。	
			小規模	50 <55	21 <21	29 <24	耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの。 1 総事業費が概ね800万円以上のもの 2 防災受益面積がおおむね30ha以上のもの。	
		県営又は団体営	農道防災対策工事	小規模	50 <55	32 <32	18 <13	耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの。 1 総事業費が概ね800万円以上のもの 2 防災受益面積がおおむね30ha以上のもの。

令和8年度農業農村整備事業の補助便覧（主な事業） 正誤表

正

誤

p. 35

6 農村地域防災減災事業

事業名		事業主体		負担区分			事業内容等	
				国	県	地元		
整備事業・用排水施設等整備	農業用河川工作物等応急対策事業（小規模）	県営	農業用河川工作物応急対策事業	50	32	18	～路～	
				<55>	<32>	<13>	～路～	
				50	42	8		
				<55>	<42>	<3>		
	農管用道路横断工作物緊急耐震対策事業	50	未定	未定	地震の際に緊急輸送路として活用される道路の機能の確保及び道路交通車両の安全を確保するための耐震補強整備（高速自動車国道又は一般有料道路を横断して設置されているものに限る。） 1. 総事業費がおおむね800万円以上			
					<55>			
団体営	農業用河川工作物応急対策事業	50	未定	未定	農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。（以下「工作物」という。）の整備補強、撤去、撤去に伴う整備又は撤去に伴う代替水源の整備（以下、整備補強等という。） 1. 総事業費がおおむね800万円以上10,000万円未満。 2. 工作物撤去に伴う代替水源の整備 工作物の整備補強又は撤去に伴う整備を行うよりも経済的であるもの			
					<55>			
農管用道路横断工作物緊急耐震対策事業	50	未定	未定	地震の際に緊急輸送路として活用される道路の機能の確保及び道路交通車両の安全を確保するための耐震補強整備（高速自動車国道又は一般有料道路を横断して設置されているものに限る。） 1. 総事業費がおおむね800万円以上				
				<55>				

6 農村地域防災減災事業

事業名		事業主体		負担区分			事業内容等	
				国	県	地元		
整備事業・用排水施設等整備	農業用河川工作物等応急対策事業（小規模）	県営	農業用河川工作物応急対策事業	50	32	18	～路～	
				<55>	<32>	<13>	～路～	
				50	42	8		
				<55>	<42>	<3>		
	農管用道路横断工作物緊急耐震対策事業	50	未定	未定				
					<55>			
団体営	農業用河川工作物応急対策事業	50	未定	未定	農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。（以下「工作物」という。）の整備補強、撤去、撤去に伴う整備又は撤去に伴う代替水源の整備（以下、整備補強等という。） 1. 総事業費がおおむね800万円以上。 2. 工作物撤去に伴う代替水源の整備 工作物の整備補強又は撤去に伴う整備を行うよりも経済的であるもの			
					<55>			
農管用道路横断工作物緊急耐震対策事業	50	未定	未定					
				<55>				

令和 8 年度農業農村整備事業の補助便覧（主な事業） 正誤表

p. 45

8 農村整備事業

事業名		事業主体	負担区分			採択基準
			国	県	地元	
農村整備事業		県営又は市町村	50 (55) 定額 (計画策定等事業)	未定	未定	(事業の実施区域) 1 農業集落排水施設整備事業（省略） 2 農道・集落道整備事業 原則として、整備される農道又は集落道の路線若しくは区間又は機能が県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲において実施するものとする。 (事業内容) 1 農業集落排水施設整備事業 (1) 強靱化型 既設の農業集落排水施設について、最適整備構想又は維持管理適正化計画に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築又は撤去。 (2) 高度化型 維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去。 (3) 調査計画策定 農業集落排水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定。 2 農道・集落道整備事業 ～略～
		県営又は団体営 ※営農飲雑用水施設整備事業（団体営）に適用	50 (55)	未定 (※20)	未定 (※25)	3 営農飲雑用水施設整備事業 (1) 強靱化型 既設の営農飲雑用水施設について、機能保全対策面からの更新整備、機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策、耐震、浸水、停電対策、管理システム等の整備又は再編に伴う施設の整備若しくは撤去を行う。なお、取水施設、導水施設、送水施設、浄水施設、配水施設又は給水区域内の防災拠点等までの送配水管路のいずれか一つ以上の施設に対して、部分的に整備することも可能。 (2) 高度化型 農業生産性の向上、農産物の生産コストの削減若しくは6次産業化に資する整備又は維持管理の効率化等のための既設の営農飲雑用水施設の整備を行う。 (3) 調査計画策定 営農飲雑用水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。
			50 (55)	—	50 (45)	
		県営又は団体営	50 <55>	未定	未定	4 地域資源利活用施設整備事業 (1) 既設の地域資源利活用施設の更新整備及び機能強化。 (2) 地域資源利活用施設の整備。 (3) 地域資源利活用施設の諸条件についての調査等及び施設整備に必要な事業計画の策定。 ～略～

p. 46

誤

8 農村整備事業

事業名		事業主体	負担区分			採択基準
			国	県	地元	
農村整備事業		県営又は市町村	定額 (計画策定等事業)			(事業の実施区域) 1 農業集落排水施設整備事業（省略） 2 農道・集落道整備事業 原則として、整備される農道又は集落道の路線若しくは区間又は機能が県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲において実施するものとする。 (事業内容) 1 農業集落排水施設整備事業 (1) 強靱化型 既設の農業集落排水施設について、最適整備構想又は維持管理適正化計画に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築又は撤去。 (2) 高度化型 維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去。 (3) 調査計画策定 農業集落排水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定。 2 農道・集落道整備事業 ～略～
		団体営 (営農飲雑用水事業)	50 (55)	未定 (20)	未定 (25)	3 営農飲雑用水施設整備事業 (1) 強靱化型 既設の営農飲雑用水施設について、機能保全対策面からの更新整備、機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策、耐震、浸水、停電対策、管理システム等の整備又は再編に伴う施設の整備若しくは撤去を行う。なお、取水施設、導水施設、送水施設、浄水施設、配水施設又は給水区域内の防災拠点等までの送配水管路のいずれか一つ以上の施設に対して、部分的に整備することも可能。 (2) 高度化型 農業生産性の向上、農産物の生産コストの削減若しくは6次産業化に資する整備又は維持管理の効率化等のための既設の営農飲雑用水施設の整備を行う。 (3) 調査計画策定 営農飲雑用水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。
			50 (55)	—	50 (45)	
			50 <55>	未定	未定	4 地域資源利活用施設整備事業 (1) 既設の地域資源利活用施設の更新整備及び機能強化。 (2) 地域資源利活用施設の整備。 (3) 地域資源利活用施設の諸条件についての調査等及び施設整備に必要な事業計画の策定。 ～略～

令和 8 年度農業農村整備事業の補助便覧（主な事業） 正誤表

p. 47

9 その他補助事業

事業名等		事業主体	負担区分			採択基準
			国	県	地元	
土地改良施設維持管理適正化事業	施設整備補修（一般型）	団体営（土地改良区、市町村）	30	30	40 (提出30)	～略～
	施設整備補修（連携管理保全型）	団体営（土地改良区、市町村）	40	30	30 (提出30)	1. 管理指導事業の結果又は、国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱等に従って、国又は県等が策定する機能保全計画において必要と認められた整備補修のうち、水土里ビジョン（連携管理保全計画）に位置づけられた施設の整備補修。 2. 3. 略
	防災減災機能等強化対策	団体営（土地改良区、市町村、水利組合等）	50	20	30 (提出30)	～略～

誤

9 その他補助事業

事業名等		事業主体	負担区分			採択基準
			国	県	地元	
土地改良施設維持管理適正化事業	施設整備補修（一般型）	団体営（土地改良区、市町村）	30	30	40 (提出30)	～略～
	施設整備補修（連携管理保全型）	団体営（土地改良区、市町村）	40	30	30 (提出30)	1. 管理指導事業の結果又は、国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱等に従って、国又は県等が策定する機能保全計画において必要と認められた整備補修のうち、水土里ビジョン（連携保全計画）に位置づけられた施設の整備補修。 2. 3. 略
	防災減災機能等強化対策	団体営（土地改良区、市町村、水利組合等）	50	20	30	～略～

令和8年度農業農村整備事業の補助便覧（主な事業） 正誤表

p. 55

1 0 農山漁村地域整備交付金
基幹事業

事業名	事業主体		負担区分			事業内容等
			国	県	地元	
海岸保全施設整備事業	海岸管理者	高潮対策	50 「55」上	50 「未定」上	- 「未定」上	～略～
		侵食対策	50 「55」上	未定 「未定」上	未定 「未定」上	～略～
		海岸耐震対策	50 「55」上	未定 「未定」上	未定 「未定」上	～略～

～中略

県単独事業
1 2 県単土地改良事業

事業名		事業主体	負担区分			採 択 基 準
			国	県	地元	
県単土地改良事業（水と土農村環境整備事業を除く）	維持補修事業	団体営	—	30 以内 田んぼ ダム支 援	70 以上	1 受益面積 2ha 以上。 2 補助事業等で造成した土地改良施設について緊急に必要な補強・補修工事又は維持工事。 3 流域治水対策（田んぼダム）を推進するために必要な既存土地改良施設の維持補修工事等及びその支援に要する経費。この田んぼダム支援事業については、特定都市河川指定及び指定見込みの河川流域内であり、市町村が事業費のうち 35%を負担すること。
			—	65 以内	35 以上	

p. 63

1 0 農山漁村地域整備交付金
基幹事業

事業名	事業主体		負担区分			事業内容等
			国	県	地元	
海岸保全施設整備事業	海岸管理者	高潮対策	50 <55>	50 <未定>	- <未定>	～略～
		侵食対策	50 <55>	未定 <未定>	未定 <未定>	～略～
		海岸耐震対策	50 <55>	未定 <未定>	未定 <未定>	～略～

～中略

県単独事業
1 2 県単土地改良事業

事業名		事業主体	負担区分			採 択 基 準
			国	県	地元	
県単土地改良事業（水と土農村環境整備事業を除く）	維持補修事業	団体営	—	30 以内 田んぼ ダム支 援	70 以上	1 受益面積 2ha 以上。 2 補助事業等で造成した土地改良施設について緊急に必要な補強・補修工事又は維持工事。 3 流域治水対策（田んぼダム）を推進するために必要な既存土地改良施設の維持補修工事等及びその支援に要する経費。この田んぼダム支援事業については、特定都市河川指定及び指定見込みの河川流域内であり、市町村が事業費のうち 35%を負担すること。
			—	65 以内	—	